

茨城工業高等専門学校学生表彰規則

〔平成9年1月20日〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第36条第2項の規定に基づく本校学生の表彰（以下「表彰」という。）については、この規則の定めるところによる。

(表彰を受ける者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当し、他の学生の模範となることが認められる者について行う。ただし、過去において、学校の定める規則等に違反した者は、除くものとする。

- (1) 特別表彰は、よく学業に励み、極めて優秀な成績であり、かつ、課外活動又は学生会活動等の向上発展に顕著な功績があつたと認められる者
- (2) 功労賞は、本校学生として、課外活動又は学生会活動等の向上発展に顕著な功績が認められ、本校の名誉を高めた者
- (3) 精励賞は、よく学業に励み、極めて優秀な成績であると認められる者
- (4) 善行賞は、他の学生の模範として推奨できる善行があつたと認められる者
- (5) 栄誉賞は、課外活動又は学術研究等で特に顕著な成果を挙げ、その功績を称えるにふさわしいと認められる者
- (6) 優良賞は、広く本校の名を高めたと認められる者
- (7) 奨励賞は、課外活動又は学術研究等で優秀な成果を挙げ、今後の活躍が期待できる者
- (8) 茨優賞は、前各号の他、校長が推薦した者

(被表彰者及び表彰)

第3条 被表彰者の選考は、関係教員の推薦に基づき、学生委員会が候補者を選定し、校長が決定する。

- 2 被表彰者の選考基準については、別に定める。
- 3 表彰は、表彰状を授与することにより行う。
- 4 前項による表彰は、表彰状に合わせて、記念品を授与することができる。

(表彰の日)

第4条 第2条第1号から第3号までに規定する表彰は卒業式の日に行い、同条第4号から第8号の表彰についてはその都度定める日に行う。

附 則

この規則は、平成9年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年11月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 第2条第5号に定める表彰は、専攻科生について準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年9月30日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正前の第2条第3号イの規定については、令和4年度に限り、なお、従前の例による。